

女性・若者雇用促進事業費補助金

多様な人材の雇用に積極的に取組み、厚生労働省が所管する「えるぼし認定」「くるみん認定」「コースエール認定」などの認定取得を目指す企業を応援します。働き方の向上、職場環境整備などの事業が対象です。

1. 補助金の概要

補助金額	最大30万円
補助率	対象経費の1/2以内
対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 中小企業および小規模事業者のうち、市内に事業所がある者 <input checked="" type="checkbox"/> ハローワーク等で求人を募集している者 <input checked="" type="checkbox"/> 市税の滞納がない者
申請期間	令和8年5月11日(月) ~ 令和9年2月15日(月) ※予算がなくなり次第終了します

2. 補助金の対象となる事業

- 働き方向上、アンコンシャス・バイアス解消のためのコンサルティング、研修の受講
- テレワーク業務体制の構築
- 女性専用設備の設置・改修
など

3. 補助金の活用例

- コンサルティング費用、研修の受講料
- テレワーク業務体制を構築するために必要なものの導入費用
※PCの購入等、汎用性が高い製品の導入は補助対象外
- 男女別の休憩室、更衣室、男女別トイレの設置・改修費用
- 女性の健康に配慮した製品・サービスの導入費用

4. 申請～交付までのフロー



裏面もご確認ください👉

5. 必要書類

申請時	実績報告時
①交付申請書	①実績報告書
②事業計画書	②事業実績書
③収支予算書	③収支決算書
④見積書等の写し	④請求書・領収書など、支払ったことを証明できるものの写し
⑤暴力団排除に関する誓約書	
⑥振込口座が分かるもの	⑤本市宛の請求書
⑦市税の納税証明書	

6. 必要書類のダウンロードについて

米沢市ホームページ

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/5/1019/4/10830.html>

ダウンロードできない場合は、直接商工課窓口までお越しください。

7. 申請にあたっての注意点

- 補助金の交付決定後の事業変更は、所定の書類を提出し、承認を受ける必要があります。
- 補助金の対象事業を中止にまたは廃止をしようとする時は、書類を提出し、承認を受ける必要があります。

<申込・問合せ>

米沢市役所 産業部商工課

工業労政担当 (2階4番窓口)

〒992-8501 米沢市金池5丁目2番25号

☎0238-22-5111 (内線 4103・4104)